

平成19年3月2日

札幌市長 上田 文雄 様
豊平区長 荒井 正一 様

雪道デモ行進実行委員会
代表 土井 正三

〒062-0008

札幌市豊平区美園8条1丁目3-23

社会福祉法人 HOP 豊平 MAX 内

TEL/FAX 011-842-9320

札幌の福祉政策における要望書

拝啓 春寒の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年で9回目を迎えました雪道デモ行進であります。雪道デモ行進を始めて今年で10年目を迎えました。障がい者・高齢者が自由に移動できる環境づくり、投票所のバリアフリー化、作業所への補助金の増額等の要望を行ってまいりました。

昨年10月、障害者自立支援法が施行され、サービス利用に対して1割負担が重く押し掛かり、私達障がい当事者、家族、事業者、福祉施設に大きな打撃を与えております。月8万円の障害者年金収入で2万4千円以上の自己負担を支払いながら、月5千円の工賃を得るために毎日通所しているメンバー、スクールバスが通っていないことで毎日1時間掛けて子供を養護学校に送迎している親、冬になると学校の送迎が大変だということでアパートを借りて生活している家族がいます。1割負担が支払えず、必要なサービスを利用を我慢したり、通所を断念している利用者がいます。また、昨年12月に地下鉄琴似駅で車椅子利用者の方が駅構内の段差で転倒され、お亡くなりになりました。

私達は安心して地域で暮らしたい、安全な社会で暮らしたいと切に願っています。

そこで雪道デモ行進実行委員会は、以下の項目を要望いたします。

なお、この要望書の回答を3月31日までに、雪道デモ行進実行委員会事務局まで頂きますようお願いいたします。

敬具

1. 優しさと思いやりを基準にした新たなバリアフリー基準

現在のバリアフリー基準は数字で基準を作成しているために、利用者への優しさや思いやりには欠ける面が数多く見受けられます。昨年末の地下鉄琴似駅での車椅子利用者の転倒死亡事故ではバリアフリー基準に合致したスペースの傍らに死亡事故に繋がる段差がありました。多様な障がい程度や種別が存在し、様々な支援を必要とする人々の暮らしを考えたときに数値化された基準だけでは社会のバリアを消し去ることは出来ません。利用者の視点や思いにたって対応できる地域環境を創っていくことが大切であり必要です。そのためにも障が

いによって避けることが出来ないバリアの解消を数値に頼るだけではなく、誰もが思いやりや優しさを持ってバリアを消していくための新たなルール作りを目指し、箱物バリアフリーから優しさ、温もり、思いやりを基準に加えたハートのバリアフリーへと新たなバリアフリー基準への転換を目指してください。

- ① バリアフリー基準へ利用者への安全と安心の配慮を加える
- ② 障がい体験を義務化する
- ③ ニーズ把握と説明責任を明確にする
- ④ 都市間バス、空港連絡バス、自家輸送バス、タクシー等の交通手段のバリアフリー目標を設定する
- ⑤ バリアフリー周知への取組み行い、ソフト面でカバーする仕組みを作る

2. 誰もが地域でいきいきと暮らしていける福祉サービス

昨年、多くの障がい者の反対を押し切って障害者自立支援法が施行されましたが、障害者自立支援法ではサービス利用によって自己負担が一定額まで増えていく応益負担の考え方を採用したためにサービスの利用抑制が生じ、また自治体間による負担の格差も生じ、必要な福祉サービスを受けることが利用者の所得や住んでいる地域によって不公平が生じることとなりました。不足する財源を有効的に使用することで地域間格差や利用抑制をなくし、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるために福祉サービスの充実と障害児の教育機会の保障を進めるために学校内介助者の配置や通学の保障を目指してください。

- ① 必要なサービス利用が可能となるように全体的に向上する
- ② 先駆的先進的な事例への顕彰を行なう
- ③ 必要なサービス提供を行うための財源確保への取組みを行う
- ④ 障がい者の所得向上へ向けた取組みを行う
- ⑤ 自己負担のあり方検討を行なう
- ⑥ 福祉施策には当事者の声を反映し、当事者と共に歩む市政をつくる

3. 地域交通の確保に向けた新たな公共交通サービス

昨年、道路運送法が改正され市民活動としての移送サービスが法的に認められました。特に札幌市は寒冷積雪地域に属し障がい者や高齢者等の移動困難者の支援は必要不可欠です。日々の移動手段の確保はもちろんですが、災害時や緊急時の移動手段の確保は、全ての札幌市民の安全と安心を確保するためには最低限保障されなければなりません。季節に関係なく誰もが必要とする移動手段を確保するためには新たな公共交通サービスを作り上げていく必要があります。市民活動としての移送サービスを活用して不足する救急車の二次搬送や地域バスとしての活用を含めて、通院のみならず移動手段の確保を目指して新たな公共交通サービスの確立率を目指してください。

- ① 移送サービスの普及啓発に向けて支援を行う
- ② 安全を確保するための研修体制への支援を行う
- ③ 災害緊急時の二次搬送として移送サービスの活用を支援する
- ④ 通勤・通学手段を保障する

⑤ 札幌における地域交通のあり方を検討する

4. 障害者への差別をなくす条例

昨年、12月に国連では、「障害者権利条例」が成立し、10月には、千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が成立しました。国連の条約は、日本政府も賛成し、今後、その批准に向けた議論と手続きが進められますが、千葉県では、先駆的な取り組みとして国内法制の制限を受けながらも丁寧で広範な議論によりこの条例を制定しました。

これは、障がい者が社会で生きていくうえで、明確な差別を社会としてなくすことをマナーではなくルールとしての確立であり、障がい者がその障がいのために受けてきた困難さや不便さを哀れみや慈善的な精神ではなく、ひとりの人間の尊厳や人権を尊重する立場から問題解決を進めることへの宣言でもあります。

併せて、上記1～3の課題解決のために必要な基本的視点とも言えます。

そして、障がい者が受けてきた社会生活における差別や偏見及び制限と制約の解消への努力は、すべての人々が安心して安全に暮らせる社会を創りだすための大きな要素であり、誰もが尊重される地域社会の実現に寄与するものであり、こうした条例の制定を前向きに検討してください。

5. 小規模作業所への支援

現在札幌市内には約100ヶ所が活動しています。近年補助金が減額し続け運営を圧迫しています。平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、小規模作業所は法人格を取得し、最低20名定員の支援施設へ転換することでしか存続する道は残されていません。また、市町村事業の地域活動支援センターへの転換も可能ですが、これまでの補助金よりも減額される状況の中、支援法で明記されている定員20名を確保することも出来ず、存続することが出来ないと断念し、作業所を閉鎖したところも出てきました。これからも地域で生活する場所、働く場所を必要としているメンバーは数多くおり、各作業所が障害者自立支援法に則った施設へ移行後も地域でメンバーが安心して通所できるようにしてください。

賛 同 団 体

D P I 北海道ブロック会議
N P O 法人共働友楽舎たんぼぼ共同作業所
N P O 法人共働友楽舎ワークショップアリス
N P O 法人札幌障害者活動支援センター「ライフ」
N P O 法人自立支援事業所歩歩路
N P O 法人地域障がい活動舎あしの会
N P O 法人BAKU
N P O 法人ひまわり会
N P O 法人ホップ障害者地域生活支援センター
N P O 法人ボランティアサークル手と手
“いきいき”障がいのある子の放課後を考える会
札幌いちご会
メビウスの会
社会福祉法人アンビシャス
社会福祉法人草の実会
社会福祉法人札幌あさひ会小規模通所授産施設よろこびの家
社会福祉法人札幌あさひ会小規模作業所第2よろこびの家
社会福祉法人札幌協働福祉会あいのさとアクティビティセンター
社会福祉法人札幌協働福祉会あいのさとサポートセンター
社会福祉法人札幌協働福祉会ウレシパアクティビティセンター
社会福祉法人札幌協働福祉会当別高岡アクティビティセンター
社会福祉法人HOP小規模通所授産施設豊平MAX
社会福祉法人HOP障がい者支援施設ホップ
社会福祉法人HOP障がい者支援施設あつぷ
社会福祉法人HOP障害者福祉ホーム自立ホーム24
社会福祉法人みなみ会小規模通所授産施設あつぷるミント
社会福祉法人みなみ会小規模通所授産施設ハーモニー
社団法人北家連小規模通所授産施設ジョイフル・ハウス

(五十音順)